



(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

労災訴訟に対する企業防衛のおすすめ

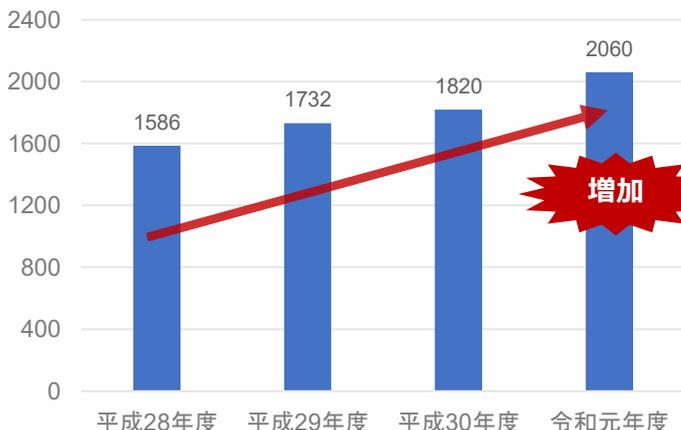
中小企業経営者さまへ
新しい補償のご提案です。

- 近年、長時間労働や過労死・自殺の問題が深刻化しています。
- 厚生労働省の調査によると、過重な仕事の原因で発症した脳・心疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の労災保険の請求件数は、年々増加傾向にあります。

脳・心疾患の請求件数の推移



精神障害の請求件数の推移



出典：令和元年度「過労死等の労災補償状況」 | 厚生労働省

万が一、企業責任が問われ労災訴訟に発展してしまった場合、経営に深刻なダメージを与える可能性があります！

多額の
損害賠償金
が発生

企業
イメージの
低下

訴訟の
長期化

高額な
争訟費用



知り合いの会社で従業員が職場で倒れて入院してしまったんだ。最近、社内異動があって業務が多忙になり残業が多かったことが原因らしく、訴訟になってしまうかもしれないそうだよ。うちでも同じようなことがあったらどうしよう・・・

業務多忙等による脳・心疾患や、心の病で従業員が入院した場合、企業責任が問われるケースがあります。万が一訴訟となると多大な時間、労力と費用を要してしまいます。従業員の入院中の治療費等をしっかり補償することで、訴訟リスクの回避につながります！



メディカル・マスターが企業防衛のお役に立ちます！

メディカル・マスター3つの特長

- 1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要です。
- 2 既往症があっても、保険加入後1年が経てば、補償の対象になります。
- 3 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱いとなります。
※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

メディカル・マスター では以下3つの特約をご用意しています！

疾病入院医療費用補償特約

病気で入院したときの費用を最高200万円を限度に補償します！

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の翌日までに負担した下記①～⑧の費用などをお支払いします。（1回の入院につきご契約の保険金額（50万円・100万円・200万円のいずれか）が限度）

入院にかかる費用（総額）

公的医療保険の対象

7割
健康保険からの給付

3割
自己負担

公的医療保険の対象外

100%自己負担

- ・入院時の食事代
- ・ベッド等使用料
- ・先進医療等費用（技術料）
- ・交通費 など

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

補償の対象

※補償の対象となる方は、事業主、常勤^(注)の役員、正規従業員、常勤^(注)の臨時雇従業員の方です。

疾病入院医療保険金支払特約

病気で入院した場合に1日あたり最高2万円、最長180日を限度に補償します！

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合、ご契約の支払限度日数（40日・60日・90日・120日・180日のいずれか）について保険金をお支払いします。（ご契約の保険金日額（20,000円以下で設定）が限度）

※補償の対象となる方は、事業主、常勤^(注)の役員、正規従業員、常勤^(注)の臨時雇従業員の方です。



長期障害所得補償特約

ケガや病気で働けなくなったときの所得を最高15万円、最長2年間で限度に補償します！

日本国内または国外において身体障害（ケガおよび疾病）を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合、特約の免責期間（30日・60日・90日のいずれか）を超えた就業障害期間に対して、特約のてん補期間（1年間・2年間のいずれか）を限度に、就業障害期間1か月あたりご契約の保険金額（5万円・10万円・15万円のいずれか）をお支払いします。※補償の対象となる方は、事業主、常勤^(注)の役員、正規従業員、常勤^(注)の臨時雇従業員の方です。ただし保険期間の開始日時点で満15歳以上、満74歳以下である方にかぎります。

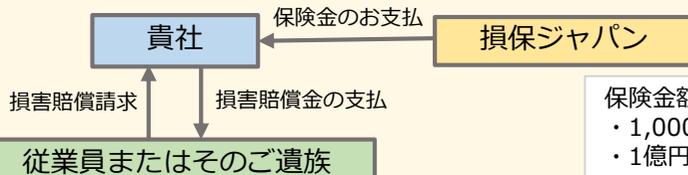
（注）常勤とは、身体障害（ケガおよび疾病）を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

それでも万が一、訴訟になってしまった場合に備え・・・



使用者賠償責任補償特約 のセットをあわせておすすめします！

貴社の従業員等が貴社の業務に従事している間に生じた事故により被ったケガ等について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）を補償します。



保険金額は以下の10パターンからお選びいただけます。

- ・1,000万円
- ・2,000万円
- ・3,000万円
- ・4,000万円
- ・5,000万円
- ・1億円
- ・2億円
- ・3億円
- ・4億円
- ・5億円

※損害賠償金については、政府労災により給付される金額、自賠責保険などにより支払われるべき金額、災害補償規程等に基づき従業員・遺族に支払うべき金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額について保険金としてお支払いします。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社クリエイティブインシュアランスコーポレーション

790-0911 愛媛県松山市桑原四丁目1-3-2

TEL 089-934-3030

SJ22-52143 2023.4.10 (23030042) 505044 - 0200